

2024年度 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	5,941	保険契約準備金	52,427
預貯金	5,941	支払準備金	2,184
買入金銭債権	5,000	責任準備金	50,243
有価証券	41,089	再保険	606
国債	36,848	その他の負債	5,376
社債	3,900	未払法人税等	5
その他の証券	341	未払金	1,128
有形固定資産	479	未払費用	3,862
リース資産	136	預り金	17
その他の有形固定資産	343	リース債務	154
無形固定資産	7,181	資産除去債務	207
ソフトウェア	6,937	仮受金	0
リース資産	15	賞与引当金	546
その他の無形固定資産	228	価格変動準備金	33
再保険	27,103	負債の部合計	58,989
その他の資産	11,284	(純資産の部)	
未収金	6,384	資本金	60,000
前払費用	3,431	資本剰余金	60,000
未収収益	50	資本準備金	60,000
預託金	557	利益剰余金	△ 77,053
仮払金	0	その他利益剰余金	△ 77,053
その他の資産	860	繰越利益剰余金	△ 77,053
繰延税金資産	2,548	株主資本合計	42,946
貸倒引当金	△ 4	その他有価証券評価差額金	△ 1,312
		評価・換算差額等合計	△ 1,312
		純資産の部合計	41,634
資産の部合計	100,624	負債及び純資産の部合計	100,624

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取扱うものは、次のとおり評価しております。

①売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)

②「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分し、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。

③その他有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間に基づく定額法によっております。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

①無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間(5 年)に基づき償却しております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間に基づく定額法によっております。

(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

(5) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、当社の定める「資産査定基準」及び「償却・引当等基準」に則り、個別債権ごとの査定結果による回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合に従って必要と認められる額を計上しております。

なお、全ての債権は、「資産査定基準」に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

(6) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(7) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定により算出した額を計上しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生した期に費用処理しております。

(9) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第 4 条第 2 項第 4 号)に記載した方法に従って計算した額を積み立てております。

なお、責任準備金のうち保険料積立金については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)により計算しております。

(10) 既発生未報告支払備金の特別な積立方法

保険業法施行規則第 72 条に規定する既発生未報告支払備金(未だ支払事由の発生の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という)に入院給付金等を支払う特別取扱を適用(2023 年 5 月 8 日以降終了)していたことを受けて、平成 10 年大蔵省告示第 234 号(以下「IBNR 告示」という)第 1 条第 1 項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

(計算方法)

IBNR 告示第 1 条 1 項本則に掲げる全ての期間の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR 告示第 1 条第 1 項本則と同様の方法により算出しております。

(11) 未適用の会計基準等に関する事項

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)および「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日)であり、その内容は以下のとおりです。

①概要

当該会計基準等は、国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めたものであります。

②適用予定日

2027 年 4 月 1 日の期首より適用する予定であります。

③当該会計基準等の適用による影響

オフィスやサーバーの賃貸借契約等に適用する予定で、影響額は現在評価中であります。

2. (1) 金融商品の状況に関する事項

当社の一般勘定(保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用は、生命保険契約の負債特性を踏まえて、リスクを適切にコントロールしながら、公社債等の運用により安定的な収益の確保を図っております。公社債等の有価証券については、主に市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利等の様々な市場の変動により、資産の価値が変動し、損失を被るリスク、信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。これらのリスクに対して、資産運用リスク管理方針を取締役会で策定するとともに、当方針に沿ったリスク管理諸規程を定め、投資執行組織から独立したリスク管理組織が、資産運用にかかるリスク量を客観的な数値で把握・モニタリングし、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会に定期的に報告しております。市場リスクの管理にあたっては、市場変動に伴い被りうる損失の大きさを把握するため、バリュー・アット・リスクを計測し、当社の経営体力を踏まえたリスクリミットと比較することでリスクコントロールしております。信用リスクの管理にあたっては、発行体の格付に応じた投資限度額を設定し、与信先の偏在や過度なリスクテイクを防ぐとともに、格付や残存期間別に設定されたリスク係数を、対応する投資残高に乗じて信用リスク量を計測し、リスクリミット内に収まっているかをモニタリングしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融商品に係る貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額	時価	差額
買入金銭債権	5,000	5,000	—
その他有価証券	5,000	5,000	—
有価証券	41,089	37,242	△3,847
売買目的有価証券	341	341	—
責任準備金対応債券	34,193	30,346	△3,847
その他有価証券	6,554	6,554	—

(3) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項

① 売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は△16百万円であります。

② 責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を 超えないもの	国債	30,293	26,517	△3,775
	社債	3,900	3,828	△71
合計		34,193	30,346	△3,847

③ その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価又は償却原価を 超えないもの	買入金銭債権	5,000	5,000	—
	国債	8,339	6,554	△1,785
合計		13,339	11,554	△1,785

(4) 満期がある有価証券の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	5,000	—	—	—
その他有価証券	5,000	—	—	—
有価証券	—	2,100	1,800	39,170
責任準備金対応債券	—	2,100	1,800	30,650
その他有価証券	—	—	—	8,520

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産または負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表価額とする金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	5,000	—	5,000
その他有価証券	—	5,000	—	5,000
有価証券	6,554	341	—	6,895
売買目的有価証券	—	341	—	341
その他の証券	—	341	—	341
その他有価証券	6,554	—	—	6,554
国債	6,554	—	—	6,554

②時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	26,517	3,828	—	30,346
責任準備金対応債券	26,517	3,828	—	30,346
国債	26,517	—	—	26,517
社債	—	3,828	—	3,828

(6) 主な金融商品の時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

①買入金銭債権

取得日から償還日までの期間が短期間であり、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

②有価証券

イ 国債

時価は、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1に分類しております。

ロ 社債

時価は、公表された相場価格を用いておりますが、市場が活発ではないため、レベル2に分類しております。

ハ その他の証券

時価は、解約等に関して重要な制限がない投資信託の基準価額を用いており、レベル2に分類しております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額は、839百万円であります。

4. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は366百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

5. 関係会社に対する金銭債権の総額は、2,297百万円、金銭債務の総額は、585百万円であります。

6. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 当社の確定拠出制度への要拠出額は、42 百万円です。

7. 税効果会計に関する事項は、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	2,744 百万円
保険契約準備金	1,795 百万円
その他有価証券評価差額金	515 百万円
その他税務上損金算入否認額	577 百万円
繰延税金資産小計	5,633 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,744 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△297 百万円
評価性引当額小計	△3,041 百万円
繰延税金資産合計	2,591 百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務対応資産	△43 百万円
繰延税金負債合計	△43 百万円
繰延税金資産の純額	2,548 百万円

(2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位: 百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	—	746	1,998	2,744
評価性引当額	—	△746	△1,998	△2,744
繰延税金資産	—	—	—	—

(*)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当期において繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に際して適用する法定実効税率は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 13 号)の成立に伴い、対応する一時差異等の解消が見込まれる事業年度に応じて 2026 年 4 月 1 日前に開始する事業年度については 28.0%、同日以後に開始する事業年度については防衛特別法人税を加味した税率 28.9%によっております。この変更により、当期末における繰延税金資産は 55 百万円増加し、その他有価証券評価差額金は 16 百万円増加しております。また、法人税等調整額は 39 百万円増加しております。

なお、当社は、日本生命保険相互会社を通算親会社としたグループ通算制度を適用しております。これにより、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従っております。

8. 保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は、184 百万円であります。

9. 1株当たり純資産額は、346,953円27銭であります。

10. 再保険貸には、医療終身保険等を対象に締結している平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約(以下「告示第50号第1条第5項再保険契約」という)に係る未償却出再手数料の当期末残高26,518百万円を含んでおります。また、責任準備金には、当該再保険契約に基づく再保険会社の預り責任準備金5,187百万円を含んでおります。

なお、当該未償却出再手数料については、再保険協約期間にわたって当該再保険契約の対象となる元受保険契約から収受する保険料、保険金等支払金の計上時期及び出再割合に応じて償却しております。

2024年度 2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで 損益計算書

(単位：百万円)

科 目							金 額
経常収益							69,456
保険料等収入						69,002	
保険料収入						39,961	
再保険収入						29,040	
資産運用収益						451	
利息及び配当金等収入						451	
預貯金利息						0	
有価証券利息・配当金						425	
その他の利息配当金						26	
その他の経常収益						2	
その他の経常収益						2	
経常費用							80,142
保険金等支払金						20,634	
保険金支払金						1,854	
年金給付金						386	
給付金の返戻金						7,380	
再保険料						59	
責任準備金等繰入額						10,952	
支払準備金繰入額						16,900	
責任準備金繰入額						350	
資産運用費用						16,549	
支払利息						21	
貸倒引当金繰入額						1	
その他の運用費用						2	
特別勘定資産運用損						0	
事業経常費用						16	
その他の経常費用						36,510	
税減価償却費用						6,076	
その他の経常費用						3,714	
その他の経常費用						2,358	
その他の経常費用						3	
経常損失							10,686
特別損失							10
固定資産等処分損						1	
価額変動準備金繰入額						9	
税法引前当期純損失							10,697
法人税及							△ 2,278
法人税等							△ 474
法人税等							△ 2,753
当期純損							7,944

注記事項

(損益計算書関係)

1. 保険料等収入、保険金等支払金の計上方法は次のとおりです。

(1) 保険料の計上方法

保険料は、保険業法施行規則第 69 条第 3 項に基づき収入した額を計上しております。

なお、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、当該収入保険料のうち、期末時において保険契約の定めにより未だ経過していない期間に対応する責任に相当する額として計算した額を責任準備金に積み立てております。

(2) 再保険収入の計上方法

再保険収入は、再保険協約に基づき、再保険契約の対象となる元受保険契約の保険金等支払金の計上時期及び出再割合に応じて計上しております。また、告示第 50 号第 1 条第 5 項再保険契約に係るものは、再保険協約に基づき、元受保険契約に係る新契約費相当額の一部を再保険収入として計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上しております。

(3) 保険金等支払金(再保険料を除く)の計上方法

保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時において支払義務が発生したもの、未だ支払事由の発生の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるものとして計算した額を支払備金に積み立てております。

(4) 再保険料の計上方法

再保険料は、再保険協約に基づき、再保険契約の対象となる元受保険契約の保険料の計上時期及び出再割合等に応じて計上しております。

2. 関係会社との取引による費用の総額は、549 百万円であります。

なお、上記の他にグループ通算制度の適用による通算税効果額の受取予定額 2,297 百万円を計上しております。

3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、45 百万円であります。

4. 1 株当たり当期純損失は、66,201 円 20 銭であります。

5. 保険料等収入に含まれる再保険収入には、告示第 50 号第 1 条第 5 項再保険契約に係る額 26,928 百万円を含んでおります。

6. 保険金等支払金に含まれる再保険料には、告示第 50 号第 1 条第 5 項再保険契約に係る未償却出再手数料の償却額 8,798 百万円を含んでおります。

7. 関連当事者との取引は、以下のとおりです。

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
親会社	日本生命保険 相互会社	被所有 直接 100%	役員・出向者 の受入 グループ通 算制度の通 算親会社等	グループ通 算制度の適 用による通 算税効果額 の受取予定額	2,297	未収金	2,297

(2)兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注 1)	取引金額 (注 2)	科目	当期末残高
親会社の子会社	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	なし	システム開発・運用・保守の業務委託契約等	システム開発委託・運用・保守料等の支払	3,498	前払費用	80
						未払金	37
						未払費用	433

(注 1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注 2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。